

文京区立小日向台町小学校等

改築基本構想検討委員会

報 告 書

令和5年3月

文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会

文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会

目 次

I	はじめに	1
1	施設整備の必要性	1
2	検討委員会の目的	2
II	敷地等の現状	2
1	敷地の概要	2
2	敷地条件等	2
III	施設整備の基本理念	2
1	基本構想検討にあたっての考え方	2
2	施設整備の基本理念	3
	(1) 多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校づくり	3
	(2) 健康的で安全な学校づくり	4
	(3) 地域に開かれた学校づくり	4
IV	施設全体の整備方針	5
1	校舎の整備方針	5
2	体育館及びプールの整備方針	5
V	必要諸室等についての考え方	6
1	小日向台町小学校について	6
	(1) 普通教室等について	6
	(2) 特別教室等について	7
	(3) 管理諸室について	7
	(4) 体育館及びプールについて	8
	(5) 運動場（校庭）について	8

(6) 避難所機能について	9
2 小日向台町幼稚園について	9
3 小日向台町児童館・育成室について	10
VI 特に配慮すべき事項について	11
1 椎の木の扱いについて	11
VII その他.....	12
VIII 工事期間中の仮設校舎等について	12
1 小日向台町小学校について	12
(1) 仮設校舎について	12
(2) 運動場（校庭）及びプールについて	13
(3) 体育館について	13
(4) 給食室について.....	13
2 小日向台町幼稚園について	13
3 小日向台町児童館・育成室について	13
IX 小日向台町小学校等の施設整備に向けて.....	14
1 設計契約におけるプロポーザル方式の採用について.....	14
2 基本設計・実施設計に向けて.....	14
3 工事期間中の児童及び周辺地域への配慮	14
4 想定スケジュール	14
【資料第1号】文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会設置要綱	15
【資料第2号】文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会委員名簿	17
【資料第3号】文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会開催経過	20

I はじめに

1 施設整備の必要性

明治 37 年に小日向台町小学校の前身である「東京市小石川第二小学校」が開校した。明治 41 年には「東京市小日向台町尋常小学校」、昭和 22 年には現在の校名である「東京都文京区立小日向台町小学校」へ改称した。

昭和 13 年には、鉄筋コンクリート構造として、現在の校舎が建築された。その後、昭和 35 年には体育館が建設され、昭和 45 年には敷地東側に校舎、昭和 56 年には敷地北側に校舎が増築された。敷地西側は文京区立小日向台町幼稚園及び小日向台町児童館・育成室が隣接し、周辺は閑静な住宅市街地に囲まれている。

建物の耐震性能を表す I_s 値（構造耐震指標）は、平成 12 年の耐震補強工事により、耐震ランク A（ I_s 値が 0.6 以上のもの）となっているが、昭和 13 年に建築された校舎は、築後 80 年以上が経過しており、鉄筋の腐食や経年劣化等の状態を鑑みると、対策を講じる必要があると判断される。また、隣接する文京区立小日向台町幼稚園及び小日向台町児童館・育成室の建物も昭和 49 年に建築され、築 49 年となり、同様に老朽化が進んでいる。

さらに、東日本大震災以後、文部科学省では避難所機能や防災対策の向上などへの対応を求めており、子どもたちの安全確保に加えて、地域の安全に資する公共建築としての改善が求められている。

教室不足も近年の課題である。将来需要に対する教室数の確保に対応するため、既存校舎内においては、普通教室への転用を進めてきたところであるが、令和 4 年度の学級数が「18」となり、これ以上の転用ができなくなった。そのため、令和 4 年度に、特別教室棟となる仮設の増築校舎を建設したが、それでも 21 教室の確保が限界である。さらに、児童数の増加に伴って給食室・職員室・育成室等も、必要とされる面積の確保が課題となっている。

令和 4 年 6 月には、文部科学省による「学校施設整備指針」が改定された。この指針改定の通知（4 文科施第 166 号 令和 4 年 6 月 28 日付）では「新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）」を示しており、学校施設整備においては、新しい時代にふさわしい姿を目指していく必要がある。

このような状況に鑑み、今回、文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置して、改築のための基本構想の検討を行うこととした。

2 検討委員会の目的

検討委員会は、施設の老朽化等による小日向台町小学校等の改築計画に伴い、地域環境、校地の特性等を考慮し、多種多様な学習活動に対応する指導が可能な学校施設のあり方について検討することを目的とする。

II 敷地等の現状

1 敷地の概要

- | | |
|-----------|------------------------------------------|
| (1) 場 所 | 文京区小日向二丁目3番8号 |
| (2) 敷地面積 | 8,582 m ² (幼稚園及び児童館・育成室敷地を含む) |
| (3) 校舎面積 | 4,463 m ² |
| (4) 体育館面積 | 549 m ² |
| (5) 運動場面積 | 2,974 m ² (幼稚園園庭を含む) |

2 敷地条件等

- | | |
|-------------|----------------------------------------|
| (1) 用途地域 | 第一種低層住居専用地域 |
| (2) 防火地域 | 準防火地域 |
| (3) その他地域地区 | なし |
| (4) 法定建ぺい率 | 可能な建築面積 約 5,149.2 m ² (60%) |
| (5) 法定容積率 | 可能な延べ面積 約 12,873 m ² (150%) |
| (6) 高さ限度 | 10m |
| (7) 日影規制 | 4時間－2.5時間 (測定面 1.5m) |

III 施設整備の基本理念

1 基本構想検討にあたっての考え方

小日向台町小学校は、閑静な住宅市街地に囲まれ、明治37年に当校の前

身である「東京市小石川第二小学校」として開校して以来、学校、保護者、地域の方々が共に力を合わせて築き上げてきた長い歴史と伝統を有する小学校である。

特に、昭和 13 年に完成した鉄筋コンクリート造の校舎は関東大震災後に建築された建物であり、円形にせり出した階段室と 2 階のバルコニーなどが特徴的な校舎である。昭和 13 年築の校舎のほか、昭和 35 年に建築された体育館、昭和 39 年に建設されたプール、昭和 45 年に敷地東側に増築された校舎、昭和 56 年に敷地北側に増築された校舎から成る学校施設は、施設全体の老朽化が進んでいる。加えて、児童数の増加に伴う教室不足等の課題があり、「学校施設整備指針」や「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）」により求められる多様な学習内容、学習形態への対応が難しく、児童を取り巻く教育環境の早急な改善が求められている。

今回の改築には、改定された「学校施設整備指針」及び「小学校学習指導要領」への対応はもとより、学校施設の地域への開放や避難所機能などを考慮した施設整備も求められている。さらに、「文京区教育委員会教育指針（令和 2 年 3 月）」の考えも取り入れた学校づくりを行っていく必要がある。

これらを勘案して、敷地等諸条件の中で、小日向台町小学校の歴史と伝統と校風が反映された、最良となる学校づくりが実現するよう、施設のあり方について検討を進めたものである。

なお、基本構想の検討に当たっては、「文京区立明化小学校改築基本構想検討委員会最終報告書（平成 28 年 6 月）」及び「文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本構想検討委員会報告書（平成 28 年 6 月）」も参考にした。

2 施設整備の基本理念

（1）多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校づくり

- ① 児童の主体的な活動を支援できるよう各学年段階に応じて、学習・生活のために必要となる空間、学習環境を確保できる適切な室構成、空間配分及び位置に配慮した施設整備を行う。
- ② 一斉指導による学習以外に、ティームティーチング、習熟度別学習、少人数指導による学習等の活動を効果的に行うことができる施設整備を行う。

- ③ 高度情報通信ネットワーク社会において生きる力をはぐくみ、児童の主體的な活動及び自らの意思で学ぶことを支える質の高い教育環境を提供できる施設整備を行う。
- ④ 教育上特別な支援を要する児童に配慮し、適切な指導及び支援を行うことができる施設整備を行う。

(2) 健康的で安全な学校づくり

- ① 児童の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、ゆとりと潤いのある施設整備を行う。
- ② 児童の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した施設整備を行う。
- ③ 児童の心と体の健康を支えるため、感染症対策の観点からも、手洗い水栓やトイレの個数及び配置等、保健衛生に配慮した施設整備を行う。
- ④ 敷地内や建物内及び外部からの見通しに配慮するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、防災性、防犯性など、安全性を備えた安心感のある施設整備を行う。
- ⑤ バリアフリー化を推進する施設整備を行う。
- ⑥ 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を促進し、環境負荷を低減するとともに、環境教育の教材としての活用や地域の先導的な役割を果たす施設整備を行う。

(3) 地域に開かれた学校づくり

- ① 地域のコミュニティの核、生涯学習等の基盤として、学校施設を地域住民等が有効に活用することができる施設整備を行う。
- ② 地域施設としての学校の役割を考慮し、防災拠点としての機能の充実を図るとともに、地域の特性に応じた特色ある施設整備を行う。
- ③ 小日向台町小学校の歴史、伝統、校風を保存・継承するような施設整備を行う。
- ④ 学校の地域開放等を行う場合は、児童の学習に支障のないようにし、動線、運営管理の方法等に十分配慮した施設整備を行う。
- ⑤ 近隣へのプライバシー、騒音等に配慮するとともに、地域の景観形成に貢献する施設整備を行う。

- ⑥ 障害者、高齢者等の要配慮者も利用することを踏まえ、区の防災担当部局と調整の上、避難所機能を備えた施設整備を行う。

IV 施設全体の整備方針

1 校舎の整備方針

小日向台町小学校の敷地は、南端は区道 161 号線、東端は区道 164 号線及び 165 号線に面している。区道 161 号線を西に進むと区道 899 号線にぶつかる。この南北に延びた区道 899 号線を通ることで、小日向台町小学校の南方に位置する目白通りと北方に位置する春日通りに抜けることができる。ただし、これらの道路も含め、周辺の道路の幅員は 4 m 未満の箇所も多く、居住者専用道路や一方通行の生活道路であり、工事車両動線を計画するにあたり、課題がある。また、敷地南東隅は、都市計画道路（東京都道 319 号環状三号線）の未整備路線がかかっているため、その範囲については、階数や主要構造部等、建築できる建物に制限がある。

現在の敷地配置としては、北側に校舎、東側に体育館と仮設の増築校舎、西側に小日向台町幼稚園及び小日向台町児童館・育成室とその園庭があり、敷地南を校庭としている。校庭の西側にはプールがあり、プールの利用時期以外は蓋をし、校庭の一部として使用している。

校舎の改築については、周辺道路の現況のほか、第一種低層住居専用地域であるため建物高さの規制があり、これらの都市計画や建築基準法等の諸条件の制約の中で、できうる限り敷地を有効活用するための工夫が必要である。そのため、本検討委員会では、小日向台町小学校の改築に際し、より効果的に敷地を活用するため、小日向台町幼稚園及び小日向台町児童館・育成室と一体的な整備を行う方針とした。

IV～VIIに本校の目指す考え方を整理したが、本校の敷地条件等や工事期間、学校運営及び周辺への影響等を総合的に判断し、計画を進めていくものとする。

2 体育館及びプールの整備方針

今回の施設整備に当たっては、高さ規制が厳しく、限られた敷地を有効に活用して、施設整備を行う必要があるため、既存校舎同様、地階を設けるこ

とも重要である。しかしながら、普通教室や保育室等を地階に配置することは好ましくないため、体育館を地下とすることも視野に入れた設計も有効である。

また、防災面において、体育館は今後も地区の防災拠点としての活用等が、プールは防火水槽として地域の防災資源となることが、それぞれ期待される。

上記の状況等を勘案して、新たに整備する体育館及びプールは、最も使い勝手が良くなるよう配置を工夫し、動線確保や運営管理にも十分配慮した施設整備を行うものとする。

V 必要諸室等についての考え方

施設整備の基本理念に基づき、小学校等として必要な諸室についての検討を行った。これらの諸室についての考え方は、小日向台町小学校の施設整備のあり方の理想像を検討したものであり、建築諸条件や経費等を考慮したものではないが、諸条件を総合的に判断のうえ、設計の際に考慮していくものとする。

1 小日向台町小学校について

(1) 普通教室等について

- ① 普通教室は、将来需要及び「文京区教育委員会教育指針」の考え方を勘案し、少人数指導等による学習に用いることも可能な教室を含め、各学年4教室とする。
- ② 多目的室は、普通教室と同等の広さを確保することが重要である。
- ③ 教育上特別の支援を必要とする児童のための教室は、障害の特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に整備することが重要である。併せて、落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間を整備することが望ましい。
- ④ 通級による指導のための関係室は、個々の児童が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動や、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら多様な学習活動

等に柔軟に対応できる空間を確保することが重要である。

- ⑤ 普通教室等は、日照、通風、採光等、良好な環境条件を確保するため、位置、方位等に十分留意し、整備することが重要である。
- ⑥ 普通教室等の大きさは、児童の体格向上への配慮、多様な学習内容・学習形態への対応及び ICT 推進による 1 人 1 台端末に対応した教室機の配置が可能な広さを確保することが重要である。
- ⑦ 間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど、児童数の変動や日常的に展開される多様な学習内容、学習形態に対応できるよう整備することが重要である。

(2) 特別教室等について

- ① 理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭科教室は、いずれも準備室を整備することが重要である。
- ② 音楽教室は、学級数及び学年ごとの使用頻度を考慮し、2 教室整備することが重要である。
- ③ 音楽教室は、近隣地域への影響に配慮し、防音仕様とすることが重要である。現校舎のように地階とすることも、限られた敷地を有効活用する上で有効である。
- ④ 学年が一堂に会し、広く活用できる教室を整備することが重要である。なお、利用方法に応じ、適宜空間を分割することのできるよう計画することも有効である。
- ⑤ 図書室は、児童数等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう、普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的位置に整備することが重要である。
- ⑥ 教科の特質に応じて適切な大きさの教室を整備することが重要である。
- ⑦ 和室は、日本の伝統文化や国際文化の理解、交流のために整備することが望ましい。
- ⑧ 児童数の変動に伴う普通教室への転用を踏まえた動線計画とすることが望ましい。
- ⑨ 児童数の将来動向によっては、他の公共施設等との複合化について計画していく場合があるため、地域住民等の利便性と学校との交流、運営管

理上の機能を考慮して計画することが重要である。

(3) 管理諸室について

- ① 校長室、職員室、保健室、給食室、事務室、会議室、主事室、教育相談室等を整備する。
- ② 職員室は、学級数に応じた教職員数に対応できる広さを確保することが重要である。
- ③ 学校、家庭、地域が連携協力する場（地域学校協働活動）、PTA 及び同窓会活動の拠点となる場等を整備することが重要である。
- ④ 校歴室はこれまで引き継がれてきた多くの貴重な資料を適切に保存できる十分なスペースを整備することが重要である。
- ⑤ 校長室、職員室等の管理諸室は、屋外運動場（校庭）などの見渡しがよく、校内各所への移動に便利な位置に配置することが重要である。
- ⑥ 保健室は、屋内外の運動施設と連絡がよく、児童の出入りに便利な位置に配置することが重要である。
- ⑦ 教材室は各階に1部屋ずつ配置することが望ましい。

(4) 体育館及びプールについて

- ① 体育館について
 - ・校舎とのバランスに配慮し、現状より可能な限り大きく整備することが重要である。
 - ・更衣室、トイレ、運動器具庫等と一体的に整備することが重要である。
 - ・アリーナ以外でも観覧できるように整備することが望ましい。
 - ・地域開放を視野に入れ、学校側と地域側との入口を別にするなど、動線、運営管理等に配慮した整備とすることが望ましい。
- ② プールについて
 - ・採光、日照等に配慮し、原則、屋上に設置し、屋根は可動式とすることが望ましい。また、夏季以外には運動場として利用できるよう整備することが望ましい。
 - ・災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう整備することが望ましい。

(5) 運動場（校庭）について

- ① 運動場は、校舎の大きさや配置との兼ね合いもあるが、できる限り現状と同程度の面積を確保することが重要である。
- ② 運動場のトラックは、児童の体力を考慮し、各学年が安全に使用できるように整備することが重要である。
- ③ 運動場には体育倉庫を整備することが重要である。
- ④ 屋上に運動場を計画する場合は、安全管理面に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確保するよう形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、ボール等の落下などによる周辺地域への影響に十分留意することが重要である。

(6) 避難所機能について

- ① 防災備蓄倉庫を整備する。整備にあたっては、区の防災担当部局と連携して想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要となる空間を確保することが重要である。なお、校舎内に整備した場合も、外部から直接荷物を搬出入できることが望ましい。
- ② 障害者、高齢者等の要配慮者の利用を踏まえたトイレ等を整備することが重要である。
- ③ 災害時に断水等で便器が使用できなくなることも考慮し、マンホールトイレの整備など、複数の対策を組み合わせ、必要な数のトイレを確保することが重要である。
- ④ 災害時に電力の供給がストップした時の対策として、停電時も自家発電できる設備の強化を図ることが重要である。
- ⑤ 災害時の飲料水確保として、必要十分な有効水量を貯留できる受水槽を整備することが重要である。
- ⑥ 災害時の非常用水として、防火用水及び防災井戸を整備することが重要である。
- ⑦ 児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。

2 小日向台町幼稚園について

- ① 「文京区教育委員会教育指針」及び「文京区地域保健福祉計画（令和3

年3月)」に基づき認定こども園に移行するため、認定こども園に必要な諸室を整備する。

- ② 同学年は同一階の配置とする。
- ③ 小日向台町幼稚園と小日向台町小学校を同一の校舎で計画する場合、小日向台町幼稚園部分は1、2階までの低層階に集約し、児童と園児との接触などの危険を避けるため、入口は小学校とは別にするほか、校舎内の動線、運営管理等に配慮した整備とすることが望ましい。
- ④ 全園児が一堂に集まることのできる広さのホールを設置する。なお、施設全体の整備計画を踏まえ、多目的に活用できるスペース（小ホール及び絵本コーナー等）を整備することが望ましい。
- ⑤ 管理室は、園長室、職員室（保健室を含む）、会議室、相談室、更衣室、職員休憩室（長時間保育に対応するため）、主事室を整備する。
- ⑥ PTA活動の拠点となる場等を整備することが重要である。
- ⑦ 調理室は園児全員の給食が提供できる広さを確保する。
- ⑧ 乳幼児（1，2歳児）が使用するタオルや足ふきマット等を洗うための洗濯機室を整備する。
- ⑨ 乳幼児が利用するトイレには、シャワー機能を整備することが重要である。
- ⑩ 教材室は各階に1部屋ずつ設置することが望ましい。
- ⑪ 園庭の整備にあたっては、現状と同程度確保することが重要である。また、園児と児童との接触などの危険を避けるため、園庭と校庭は分けて整備することが重要である。
- ⑫ 環境教育の観点から、乳幼児が土や砂、植物などに直接接触することのできる園庭を設置することが望ましい。
- ⑬ 園庭に設置する遊具については、乳幼児の成長段階に応じて使用できるものを配置することが重要である。
- ⑭ 夏場のプール遊びにも対応できるように、乳児保育室前に給水・給湯設備を配置した活動スペースを確保することが重要である。

3 小日向台町児童館・育成室について

- ① 児童館は、区内の他の児童館と同様、遊戯室、図書室、工作室等を設けるとともに、乳幼児の利用及び各育成室利用児童との動線に配慮する。

- ② 育成室は、現状と同じく2室整備することとする。なお、現状より広いスペースを確保することが重要である。
- ③ 児童館及び各育成室は、敷地外からの利用者も想定し、敷地内の安全と動線に配慮する。
- ④ 育成室は、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を整備する。
- ⑤ 嘔吐時等の衛生確保に使用できるよう、シャワー室（多機能トイレにシャワー機能を整備する代替も可能）を1か所設置することとする。
- ⑥ 育成室については、今後の需要増や将来的に予想される需要減を踏まえ、柔軟に活用できる施設整備とすることが重要である。
- ⑦ 学校及び放課後全児童向け事業と児童館・育成室の連携を踏まえて整備することが望ましい。

VI 特に配慮すべき事項について

1 椎の木の扱いについて

敷地内の椎の木は、戦火で焼失した「2代目」椎の木の後継樹として、昭和22年に植樹された「3代目」椎の木であり、学校のシンボルである。植樹以降、70年以上の長きに渡り、学校と地域が見守り、親しまれてきた。

しかしながら、「3代目」椎の木については、既存校舎に近接しているため、改築にあたり、残置や移植が困難であることが分かった。そのため、椎の木は既存校舎解体のタイミングで抜根する必要性が考えられる。

ここで、「3代目」椎の木が学校や地域から親しまれてきたものであることを十分に踏まえ、伐根した「3代目」椎の木については、材木として活用し、できうる限り何らかの形で新校舎に残すとともに、材木を再利用し、児童及び学校関係者に記念品として配付することとする。

なお、小日向台町小学校における椎の木の重要性（校歌の歌詞、特別支援学級の名称、同窓会の会報誌等に用いられていること）を考慮し、「3代目」椎の木の伐根前には、学校及び地域等が主体となって「お別れ会」を開催するとともに、改築後には「4代目」椎の木の植樹を行う予定である。「4代目」椎の木については、「3代目」椎の木の種子を育てていくことも検討し

ていく。設計に当たっては、樹木が生長していくことを考慮した上で、植樹位置を含めた設計を行うものとする。

VII その他

- ① 敷地北西側の「友の池」及び「理科園」については、地域から譲り受け、小学校と幼稚園が共有して使用しているものであり、機能として残すものとする。
- ② 卒業生である詩人サトウハチロー氏に関する石碑等も重要であり、残置を基本とし、改築工事のために必要が生じた場合は敷地内に移設する。
- ③ 外構意匠（円形にせり出した階段室）は継承することが望ましい。
- ④ 木材の積極的な活用により快適で温かみのある生活空間（リビング空間）として、整備することが重要である。
- ⑤ 建物高さの規制がある中で、できうる限りの天井高を確保することが重要である。
- ⑥ 屋根や外壁の高断熱化、高効率照明や高効率空調機等の高効率設備の導入、太陽光発電設備の導入等により、ZEB 基準の水準のエネルギー性能の確保を目指すとともに、再生可能エネルギーを積極的に導入することが重要である。
- ⑦ 都市計画道路（東京都道 319 号環状三号線）の未整備路線を考慮して、建物を計画する必要がある。

VIII 工事期間中の仮設校舎等について

1 小日向台町小学校について

(1) 仮設校舎について

新校舎建設中は、旧校舎を取り壊すため、仮設校舎が必要になる。仮設校舎については、自校方式と他所に確保する 2 通りの方法があるが、他所に適地を確保することは極めて難しい状況にある。

したがって、現在の敷地を有効活用して、仮設校舎を敷地内に建設する自

校方式を採らざるを得ない。その際、仮設校舎については、工事期間中も、児童の教育環境が確保できるよう最大限に配慮するものとする。

なお、今後、仮設校舎を建設できる区有地及び利用可能な公有地が確保できた場合には、敷地外に仮設校舎を建設することについて、関係各課と協議する。

(2) 運動場（校庭）及びプールについて

運動場に仮設校舎を建設すると、運動場及びプールが使用できなくなるため、工事期間中は、運動場及びプールの代替地として、近隣小・中学校や公共施設等の運動場及びプールを使用することができるように関係各課と協議する。

また、工事期間中の運動の場として、安全には十分に配慮した上で、現在の校舎の屋上等を活用するなど、児童の遊び場の確保に努める。

(3) 体育館について

既存の体育館は、工事手法、工程等を工夫し、新しい体育館が使用できるようになるまで使用する。

(4) 給食室について

給食室は、工事期間中も学校給食を実施できるよう計画する。

2 小日向台町幼稚園について

① 小学校同様、仮設園舎を敷地内に建設することを原則とする。なお、今後仮設園舎を建設できる区有地及び利用可能な公有地が確保できた場合には、敷地外に仮設校舎を建設することについて、関係各課と協議する。

② 工事期間中も現在の保育定員が確保できるよう配慮する。

3 小日向台町児童館・育成室について

① 育成室は、安全性を担保したうえで、継続した保育環境が確保されるよう配慮することが重要である。

② 工事期間中の児童館運営については、別途所管課で検討を行う。

Ⅹ 小日向台町小学校等の施設整備に向けて

1 設計契約におけるプロポーザル方式の採用について

プロポーザル方式とは、業者から設計方法の提案を受けて審査を実施し、総合的に判断して業者を選定する方式である。選定のために一定の期間はかかるが、この方式を採用することによって、経費だけで選定するよりも、高い技術力や経験を持つ設計者を選定することができることから、設計契約に当たっては、プロポーザル方式を採用する方針とする。

2 基本設計・実施設計に向けて

基本設計・実施設計に際しては、本報告書を踏まえた設計を行う。

3 工事期間中の児童及び周辺地域への配慮

工事期間中（仮設校舎建設を含む）は、安全面の確保について万全を期するとともに、児童および周辺地域への負担ができうる限り軽減されるよう、施設の確保、工事手法、工程において最大限に配慮するものとする。

特に、工事車両が生活道路を通過することによる周辺地域の生活環境への影響を、可能な限り軽減するべく計画することが重要である。

4 想定スケジュール

過去の工事事例等から想定される設計・工事期間は、基本・実施設計が約2年、工事期間が仮設校舎建設、解体工事、校庭整備等を含め8年程度と想定される。

文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会設置要綱

文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会設置要綱

2019 文教教学第 1265 号令和 2 年 1 月 31 日教育長決定

改正 2022 文教教学第 229 号令和 4 年 7 月 1 日教育長決定

(目的)

第 1 条 施設の老朽化に伴う文京区立小日向台町小学校等の改築について、地域の特性に応じた学校づくりを進めるため、文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 改築校舎の基本的な事項に関すること。
- (2) 工事期間中の対応について。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員及びアドバイザー)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうち、教育長が任命し、又は委嘱する委員 21 人以内をもつて組織する。

- (1) 教育推進部長、教育推進部学務課長、教育推進部副参事、教育推進部教育指導課長、教育推進部児童青少年課長、企画政策部企画課長、施設管理部整備技術課長の職にある者
- (2) 小日向台町小学校校長の職にある者
- (3) 小日向台町幼稚園園長の職にある者
- (4) 小日向台町小学校 P T A 1 人
- (5) 小日向台町小学校地域学校協働本部 1 人
- (6) 小日向台町幼稚園 P T A 1 人
- (7) 小日向台町第一育成室・第二育成室父母会 1 人
- (8) 小日向台町小学校同窓会 1 人
- (9) 通学区域内町会・自治会関係者 6 人以内
- (10) 大塚青少年健全育成会 1 人

2 委員会には、アドバイザーとして学識経験者（学校建築）を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から第 2 条に定める事項を報告する日

までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、教育推進部長とし、委員会を総括する。

3 副委員長は、教育推進部学務課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育推進部学務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会委員名簿

(任期：令和3年11月30日から)

	所 属	氏 名
委 員 長	教育推進部長の職にある者	八 木 茂
副 委 員 長	教育推進部学務課長の職にある者	木 村 健
委 員	小日向台町小学校PTA（父母と先生の会）	長 谷 川 博 康
委 員	小日向台町幼稚園PTA（こひなた会）	江 良 玲 奈 子
委 員	小日向台町育成室父母の会	高 山 陽 介
委 員	小日向台町小学校同窓会	春 名 正 昭
委 員	通学区域内町会・自治会（小日向台町町会）	酒 井 美 津 子
委 員	通学区域内町会・自治会（古川松ヶ枝町会）	野 村 忠 昭
委 員	大塚青少年健全育成会	伊 藤 博 之
委 員	小日向台町小学校校長の職にある者	田 中 純 一
委 員	小日向台町幼稚園園長の職にある者	吉 羽 優 子
委 員	教育推進部副参事の職にある者	岩 田 雅 治
委 員	教育推進部教育指導課長の職にある者	赤 津 一 也
委 員	教育推進部児童青少年課長の職にある者	石 川 浩 司
委 員	企画政策部企画課長の職にある者	新 名 幸 男
委 員	施設管理部整備技術課長の職にある者	川 西 宏 幸
学 識 経 験 者	東京電機大学教授（工学博士）	土 田 寛

文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会委員名簿

(任期：令和4年5月13日から)

	所 属	氏 名
委 員 長	教育推進部長の職にある者	八 木 茂
副 委 員 長	教育推進部学務課長の職にある者	木 村 健
委 員	小日向台町小学校PTA（父母と先生の会）	長 谷 川 博 康
委 員	小日向台町幼稚園PTA（こひなた会）	<u>福 田 恵</u>
委 員	小日向台町育成室父母の会	<u>馬 場 麻 衣 子</u>
委 員	小日向台町小学校同窓会	春 名 正 昭
委 員	通学区域内町会・自治会（小日向台町町会）	酒 井 美 津 子
委 員	通学区域内町会・自治会（古川松ヶ枝町会）	野 村 忠 昭
委 員	大塚青少年健全育成会	伊 藤 博 之
委 員	小日向台町小学校校長の職にある者	田 中 純 一
委 員	小日向台町幼稚園園長の職にある者	吉 羽 優 子
委 員	教育推進部副参事の職にある者	<u>宮 原 直 務</u>
委 員	教育推進部教育指導課長の職にある者	赤 津 一 也
委 員	教育推進部児童青少年課長の職にある者	石 川 浩 司
委 員	企画政策部企画課長の職にある者	新 名 幸 男
委 員	施設管理部整備技術課長の職にある者	<u>大 畑 幸 代</u>
学識経験者	東京電機大学教授（工学博士）	土 田 寛

下線は改選により令和4年5月13日付で委嘱された方を示す。

文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会委員名簿

(任期：令和4年7月5日から)

	所 属	氏 名
委 員 長	教育推進部長の職にある者	八 木 茂
副 委 員 長	教育推進部学務課長の職にある者	木 村 健
委 員	小日向台町小学校PTA（父母と先生の会）	長 谷 川 博 康
委 員 (新 設)	<u>小日向台町小学校地域学校協働本部</u>	<u>那 須 晴 吾</u>
委 員	小日向台町幼稚園PTA（こひなた会）	福 田 恵
委 員	小日向台町育成室父母の会	馬 場 麻 衣 子
委 員	小日向台町小学校同窓会	春 名 正 昭
委 員	通学区域内町会・自治会（小日向台町町会）	酒 井 美 津 子
委 員	通学区域内町会・自治会（古川松ヶ枝町会）	野 村 忠 昭
委 員	大塚青少年健全育成会	伊 藤 博 之
委 員	小日向台町小学校校長の職にある者	田 中 純 一
委 員	小日向台町幼稚園園長の職にある者	吉 羽 優 子
委 員	教育推進部副参事の職にある者	宮 原 直 務
委 員	教育推進部教育指導課長の職にある者	赤 津 一 也
委 員	教育推進部児童青少年課長の職にある者	石 川 浩 司
委 員	企画政策部企画課長の職にある者	<u>横 山 尚 人</u>
委 員	施設管理部整備技術課長の職にある者	大 畑 幸 代
学 識 経 験 者	東京電機大学教授（工学博士）	土 田 寛

下線は新任又は改選により令和4年7月5日付で委嘱された方を示す。

文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会開催経過

回数	実績及び今後の予定
第1回 (令和3年11月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・改築基本構想検討委員会について ・改築基本構想検討委員会の進め方について ・小日向台町小学校の現状について ・小日向台町小学校増築校舎の建設について
第2回 (令和4年5月13日)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・児童館・育成室との一体的改築について ・必要諸室等に考え方について（小学校）
第3回 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の概要について ・必要諸室等の考え方について（幼稚園及び児童館・育成室） ・小日向台町小学校椎の木について
第4回 (令和4年9月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回意見のすり合わせについて ・改築校舎の配置計画案について
第5回 (令和4年10月16日) (令和4年10月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校視察 (文京区立誠之小学校・文京区立第六中学校)
第6回 (令和4年11月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書（素案）について
第7回 (令和5年2月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）について